

## ●所得控除の種類と計算

納税者の実情に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による臨時の出費があるかどうかなどの個人的事情を考慮して、所得金額から次の金額を差引くことになっています。

控除の種類	要件等	控除額																						
1 雑損控除	納税義務者や生計を一にする親族で所得が一定金額以下のものの有する資産について、災害や盗難等（当該災害等に関連してやむを得ない支出をした場合を含む）により損失を生じた場合	次の①か②のいずれが多いほうの金額 ①（損失の金額－保険金等により補填された額） －（総所得金額等×1/10） ② 災害関連支出の金額－5万円																						
2 医療費控除	納税義務者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合（右のいずれかを選択適用）	<b>医療費控除</b> （支払った医療費－保険金等で補填された金額） －（総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ないほうの金額） ※限度額200万円 <b>医療費控除の特例</b> …セルフメディケーション税制（注1）																						
3 社会保険料控除	納税義務者や生計を一にする親族のために健康保険・国民年金・介護保険・雇用保険等の保険料を支払った場合	支払った保険料の全額（注2）																						
4 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等を支払った場合	支払った保険料の全額																						
5 ※地震保険料控除	<p>特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合</p> <p>★地震保険料の範囲の説明</p> <p>①地震保険料控除 ～特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金</p> <p>②旧長期損害保険料控除 ～平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料</p>	<p>①地震保険料控除金額の計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料控除金額の計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え 15,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額 1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震保険料控除の上限は25,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震保険料控除</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>②旧長期損害保険料控除</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>①、②の合計</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>それぞれ計算した①地震保険料控除、②旧長期損害保険料控除を合計した控除金額の上限は25,000円です。</p>	支払保険料	控除金額	50,000円以下	支払保険料の合計額×1/2	50,000円を超える	25,000円	支払保険料	控除金額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円を超え 15,000円以下	支払保険料の合計額 1/2+2,500円	15,000円を超える	10,000円	控除区分	上限額	①地震保険料控除	25,000円	②旧長期損害保険料控除	10,000円	①、②の合計	25,000円
支払保険料	控除金額																							
50,000円以下	支払保険料の合計額×1/2																							
50,000円を超える	25,000円																							
支払保険料	控除金額																							
5,000円以下	支払保険料の全額																							
5,000円を超え 15,000円以下	支払保険料の合計額 1/2+2,500円																							
15,000円を超える	10,000円																							
控除区分	上限額																							
①地震保険料控除	25,000円																							
②旧長期損害保険料控除	10,000円																							
①、②の合計	25,000円																							

〔注1〕セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）については、15ページをご参照ください。

〔注2〕公的年金等から差し引かれている（年金から特別徴収により納付されている）国民健康保険料・後期高齢者医療保険料又は介護保険料は、差し引かれた本人以外の控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

控除の種類	要件等	控除額																																						
<p>6 ※生命保険料控除</p>	<p>保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とする生命保険料を支払った場合</p> <p>★生命保険料の範囲</p> <p>①一般生命保険料控除 ～生命保険契約等の保険料や掛金</p> <p>②個人年金保険料控除 ～個人年金保険契約等の保険料や掛金</p> <p>③介護医療保険料控除 ～生命保険会社等と締結した契約のうち、医療費用保険、医療保障保険、介護費用保険、介護保険等の保険料や掛金</p> <p>★新契約と旧契約について</p> <p>平成24年1月1日以後、生命保険会社又は損害保険会社と締結した生命保険契約等（以下「新契約」という）に係る保険料については、これまでの①一般生命保険料控除と②個人年金保険料控除の他に、③介護医療保険料控除が創設されました。</p> <p>なお、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（以下「旧契約」という）に係る保険料については、従前の生命保険料控除が適用になります。</p>	<p>1、旧契約に係る控除金額の計算</p> <p>①一般生命保険料控除</p> <p>②個人年金保険料控除 (①、②それぞれ計算します)</p> <table border="1" data-bbox="863 434 1430 685"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額 ×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額 ×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2、新契約に係る控除金額の計算</p> <p>①一般生命保険料控除</p> <p>②個人年金保険料控除</p> <p>③介護医療保険料控除 (①、②、③それぞれ計算します)</p> <table border="1" data-bbox="863 891 1430 1142"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額 ×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額 ×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、旧契約と新契約の控除金額の合計</p> <table border="1" data-bbox="863 1211 1430 1391"> <thead> <tr> <th>契約区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧契約と新契約を合計した場合</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>新契約のみ</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①一般生命保険料控除または②個人年金保険料控除ごとに旧契約と新契約がある場合、合計して控除額を計算しますが、それぞれの上限額は28,000円です。 ただし、旧契約のみで控除金額が28,000円を超える場合は旧契約のみの控除金額（上限35,000円）となります。</p> <p>4、生命保険料控除の上限は70,000円</p> <table border="1" data-bbox="863 1738 1430 1917"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般生命保険料控除</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>②個人年金保険料控除</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>③介護医療保険料控除</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>①、②、③の合計</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>それぞれ計算した①一般生命保険料控除、②個人年金保険料控除、③介護医療保険料控除を合計した控除金額の上限は70,000円です。</p>	支払保険料	控除金額	15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円を超え40,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/2+7,500円	40,000円を超え70,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/4+17,500円	70,000円を超える	35,000円	支払保険料	控除金額	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円を超え32,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/2+6,000円	32,000円を超え56,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/4+14,000円	56,000円を超える	28,000円	契約区分	上限額	旧契約と新契約を合計した場合	28,000円	旧契約のみ	35,000円	新契約のみ	28,000円	控除区分	上限額	①一般生命保険料控除	35,000円	②個人年金保険料控除	35,000円	③介護医療保険料控除	28,000円	①、②、③の合計	70,000円
	支払保険料	控除金額																																						
	15,000円以下	支払保険料の全額																																						
	15,000円を超え40,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/2+7,500円																																						
	40,000円を超え70,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/4+17,500円																																						
	70,000円を超える	35,000円																																						
	支払保険料	控除金額																																						
	12,000円以下	支払保険料の全額																																						
	12,000円を超え32,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/2+6,000円																																						
	32,000円を超え56,000円以下	支払保険料の合計額 ×1/4+14,000円																																						
56,000円を超える	28,000円																																							
契約区分	上限額																																							
旧契約と新契約を合計した場合	28,000円																																							
旧契約のみ	35,000円																																							
新契約のみ	28,000円																																							
控除区分	上限額																																							
①一般生命保険料控除	35,000円																																							
②個人年金保険料控除	35,000円																																							
③介護医療保険料控除	28,000円																																							
①、②、③の合計	70,000円																																							

控除の種類	要件等	控除額
7 ※障害者控除	納税義務者又は同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合	①障害者1人につき 26万円 ②特別障害者の場合 30万円 ③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が、納税義務者またはその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にする親族と同居を常としている場合 53万円
8 ※寡婦控除	(「寡婦」については4ページをご参照ください)	26万円
9 ※ひとり親控除	(「ひとり親」については4ページをご参照ください)	30万円
10 ※勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労による事業所得・給与所得・退職所得・雑所得以外の所得が10万円以下の場合	26万円
11 ※配偶者控除	納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得が48万円以下の場合	納税義務者の所得に応じた控除額 (注3)
12 ※配偶者特別控除	納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得が48万円を超え133万円以下の場合	納税義務者および配偶者の所得に応じた控除額 (注3)
13 ※扶養控除	納税義務者と生計を一にする親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養親族といい、右のいずれかの控除を適用	①扶養親族(下記②～⑤以外の方) 1人につき 33万円 ②老人扶養親族(年齢70歳以上の方) 1人につき 38万円 ③上記②のうち納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、納税義務者またはその配偶者と普段同居している場合 45万円 ④特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の方)1人につき 45万円 ⑤年少扶養親族(16歳未満の扶養親族) 均等割、所得割の非課税判定・寡婦・寡夫の扶養人数として数えます。(4頁をご参照ください) 扶養控除としての控除額は0円です。 また、年少扶養親族が障害者の場合、障害者控除が受けられます。
14 ※基礎控除	合計所得金額が2500万円以下であるすべての納税義務者に適用	本人の合計所得金額により変動 ①2400万円以下 43万円 ②2400万円超～2450万円以下 29万円 ③2450万円超～2500万円以下 15万円

[注3] 所得及び支払額は、すべて前年中のものです。

控除額については、13・14ページを確認してください。

[注4] 7～13の適用については、前年の12月31日現在(年の途中で死亡したときは、その死亡時)で判定します。

[注5] ※印については、所得税と住民税で控除額が異なります。13ページをご参照ください。

● (参考) 所得税と住民税で差のある控除額の比較表

控除の種類		控除額		
		所得税 <sup>注1</sup>	住民税	差額 <sup>注2</sup>
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円
寡婦控除		27万円	26万円	1万円
ひとり親控除		35万円	30万円	5万円 <sup>注3</sup>
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基礎控除		48万円	43万円	5万円

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

〔注2〕 この差額を「人的控除額の差」とも言います（税額控除である「調整控除」で用います）。

〔注3〕 男性のひとり親の場合、人的控除の差は1万円になります。（旧寡夫控除相当額）

● 配偶者控除については以下のとおり

種類	納税義務者の所得	控除額		
		所得税 <sup>注1</sup>	住民税	差額 <sup>注2</sup>
一般配偶者	900万円以下	38万円	33万円	5万円
	900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
	950万円超 1000万円以下	13万円	11万円	2万円
老人配偶者	900万円以下	48万円	38万円	10万円
	900万円超 950万円以下	32万円	26万円	6万円
	950万円超 1000万円以下	16万円	13万円	3万円

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

〔注2〕 この差額を「人的控除額の差」とも言います（税額控除である「調整控除」で用います）。

〔注3〕 納税義務者の合計所得金額が1000万円超の場合は控除を受けることが出来ません。

〔注4〕 内縁関係については、非該当となります。

※納税義務者の所得が1,000万円を超える場合の配偶者控除について

配偶者の合計所得金額が48万円以下であっても、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合については配偶者控除の対象とはなりません。

しかし、同一生計配偶者に該当し、配偶者に障害がある場合には障害者控除を受けることが出来ます。

●配偶者特別控除については以下のとおり

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得	控除額		
		所得税 <sup>注1</sup>	住民税	差額 <sup>注2</sup>
50万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
	900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
	950万円超 1000万円以下	13万円	11万円	2万円
55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円
	900万円超 950万円以下	26万円	22万円	2万円
	950万円超 1000万円以下	13万円	11万円	1万円
95万円以下	900万円以下	38万円	33万円	なし
	900万円超 950万円以下	26万円	22万円	
	950万円超 1000万円以下	13万円	11万円	
100万円以下	900万円以下	36万円	33万円	
	900万円超 950万円以下	24万円	22万円	
	950万円超 1000万円以下	12万円	11万円	
105万円以下	900万円以下	31万円		
	900万円超 950万円以下	21万円		
	950万円超 1000万円以下	11万円		
110万円以下	900万円以下	26万円		
	900万円超 950万円以下	18万円		
	950万円超 1000万円以下	9万円		
115万円以下	900万円以下	21万円		
	900万円超 950万円以下	14万円		
	950万円超 1000万円以下	7万円		
120万円以下	900万円以下	16万円		
	900万円超 950万円以下	11万円		
	950万円超 1000万円以下	6万円		
125万円以下	900万円以下	11万円		
	900万円超 950万円以下	8万円		
	950万円超 1000万円以下	4万円		
130万円以下	900万円以下	6万円		
	900万円超 950万円以下	4万円		
	950万円超 1000万円以下	2万円		
133万円以下	900万円以下	3万円		
	900万円超 950万円以下	2万円		
	950万円超 1000万円以下	1万円		

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

〔注2〕 この差額を「人的控除額の差」とも言います（税額控除である「調整控除」で用います）。

〔注3〕 配偶者の合計所得金額が55万円未満の人的控除額の差は、税制改正以前の控除額の差により計算された額となります。

〔注4〕 納税義務者の合計所得金額が1000万円超の場合は控除を受けることが出来ません。

〔注5〕 内縁関係については、非該当となります。

## ●パート収入と税

配偶者にパート収入などがあるときは、次の2つの点で税に関係してきます。

- 税金がかかるかどうか
- 配偶者控除の対象になれるかどうか

この関係は次のとおりです。

令和3年中のパート 収入（所得）金額	配偶者自身に税金が 課税されるかどうか		控除の対象となるかどうか (納税義務者の所得が1000万 円を超える場合は非該当)
	市・道民税	所得税	
97万円以下（所得42万円以下）	かからない	かからない	認められる
97万円超103万円以下 (所得42万円超48万円以下)	課税	かからない	
103万円超201万6,000円未満 (所得48万円超133万円以下)	課税	課税	「配偶者特別控除」に該当し <u>所得に応じた控除が</u> 認められる
201万6,000円以上 (所得133万円超)	課税	課税	認められない

▶ なお、収入が給与所得でない場合（外交員・集金人などの事業所得）は、収入金額から必要経費を差引いた残額の所得で判断します。

### 平成30年度の個人住民税申告より新たに

#### 『セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）』が適用となりました

※ セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の所得控除として申告できる制度です（平成30年度～令和9年度分に適用）。

なお、この制度は、今までの医療費控除との選択適用となりますので、どちらか有利な制度を選択することになります。

詳細については、釧路市ホームページにてご確認いただくか市民税課市民税担当までお問い合わせください。